

江府町訓令第 2 号

江府町国民健康保険高額療養費支給申請の簡素化に関する要綱の全部を改正する要綱をここに公布する。

令和8年1月14日

江府町長 白石祐治

江府町国民健康保険高額療養費等支給申請の簡素化に関する要綱の全部を改正する要綱

江府町国民健康保険高額療養費等支給申請の簡素化に関する要綱(令和5年江府町訓令第5号)の全部を次のように改正する。

(目的)

第1条 この要綱は、国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下「法」という。)第57条の2第1項に規定する高額療養費又は法第57条の3第1項に規定する高額介護合算療養費(以下「高額療養費等」という。)の支給に関する支給申請について、必要な事項を定めることを目的とする。

(支給申請の簡素化)

第2条 高額療養費等の支給申請を行う際に、当初の支給申請をもって以後の申請を簡素化することを希望する旨の申出を、町長に行うことができる。

2 前項の規定により申出を行った者(以下「申出者」という。)は、申出日以後に高額療養費の支給対象となった場合において、規則第27条の16、第27条の17又は第27条の26の規定にかかわらず、申請書及びその添付資料の提出を要しない。

(対象者)

第3条 前条に規定する支給申請の簡素化をすることができる者は、江府町における国民健康保険税の過年度における滞納がない世帯の世帯主(以下「対象者」という。)とする。ただし、対象とすべきではない明確な理由があると町長が認めた場合は、この限りではない。

(支給決定)

第4条 町長は、申出者が高額療養費等の支給に該当すると認めた場合は、支給決定を行いその旨を通知するものとする。

(簡素化の停止)

第5条 町長は、対象者が第3条第1項に規定する要件を満たさなくなった場合は、簡素化を停止することができる。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。